

広島県大学図書館協議会共同リポジトリ委員会内規

- 1) この委員会は、会則第5条第2項の規程に基づいて設置する。
- 2) この委員会は、広島県大学共同リポジトリの構築・運営に関する事項を取り扱う。
- 3) 委員会は、役員会が推薦する若干名の委員館をもって構成する。
- 4) 委員会に委員長を置く。委員長は、委員館の互選による。
- 5) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。
- 6) 委員館の任期は2年とし、選任された総会終了のときから通常総会の終了までとする。
但し、重任を妨げない。
- 7) この内規は、平成19年7月5日から実施する。